

各都道府県知事  
各都道府県選挙管理委員会委員長  
各指定都市市長  
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総務大臣

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公職選挙法の一部改正の施行について（通知）

第201回国会において成立をみた公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「改正法」という。）が、令和2年法律第41号をもって、本日公布されました。

改正法は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずることを目的とするものです。改正法第2条の規定による公職選挙法の一部改正は、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補することを抑止するため、立候補の届出時の添付書類を見直すこととしたものであり、公布の日から起算して3月を経過した日（令和2年9月10日）から施行することとされました。

貴職におかれましては、改正法第2条の規定による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の内容を十分御理解されるとともに、新法の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、新法の施行に伴い、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）について所要の改正を行うこととしており、その内容等については、別途通知する予定です。

## 記

### 第1 地方議会議員選挙の立候補届に係る見直し

地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加するものとされたこと。（新法第86条の4関係）

当該宣誓書において虚偽の誓いをした者は、公職選挙法第238条の2第1項の虚偽宣誓罪の適用対象となり得るところ、同罪の適用に当たっては、同条第2項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の告発が必要とされている。

住所とは、各人の生活の本拠をいい、住所の認定は、客観的居住の事実を基礎とし、これに居住者の主観的居留意思を総合して行うものと解されており、起居、寢食、家族同居の事実などの居住実態に基づき慎重に判断する必要がある。

これを前提として、今般の改正は、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するという法律の想定するところではないイレギュラーな事案を抑止することを目的としたものである。

各選挙管理委員会においては、住所の解釈や新法の趣旨を十分理解の上、立候補者に対して制度の周知徹底を図るとともに、真摯に当選を争う者の立候補が妨げられることのないよう、十分に留意されたい。

### 第2 施行期日等

- 1 新法は、公布の日から起算して3月を経過した日（令和2年9月10日）から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）
- 2 新法の規定は、新法の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員の選挙について適用し、新法の施行の日の前日までにその期日を告示された地方公共団体の議会の議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第3条関係）